

令和4年2月20日以降 申請分の 長期優良住宅の認定申請について（一戸建て住宅）

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、令和4年2月20日以降の認定申請が以下のとおり変更になります。

1、「確認書^{※1}」「住宅性能評価書^{※2}」を活用した申請に変わります

従来の「適合証」はなくなり、新たに「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」という。）の「確認書^{※1}」「住宅性能評価書^{※2}」に変わります。

登録住宅性能評価機関を活用した認定申請は、今後、このいずれかの書面の写しを添付してください。またこの場合、長期使用構造等に適合するものとみなされ、認定申請に係る添付図書が一部省略されます。

※1※2

長期使用構造等である旨が記載された「確認書」又は「住宅性能評価書」
(品確法第6条の2第5項)

2、災害リスクに配慮した基準の新設について（法第6条第1項第4号）

認定基準として、新たに“自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮”に関する基準を定めることとなりました。

本基準につきましては、今後、十分な周知期間を設けてHP等でご案内させていただきます。

3、申請手数料が改定されます

一戸建て住宅の“新築”に関する申請手数料が以下のとおり改訂されます。その他の申請手数料については、直接お問い合わせください。

	現行	R4.2.20以降
確認書等あり	6,000円 [※]	8,000円
計画変更（法第8条）	上記の1/2の手数料	上記の1/2の手数料
譲受人変更（法第9条）	1,700円（変更なし）	
地位の承継（法第10条）	1,700円（変更なし）	

※ 法改正前の適合証を添付した場合

【お問合せ】

印西市役所都市建設部建築指導課審査指導係

TEL 0476-33-4657

FAX 0476-42-0028